

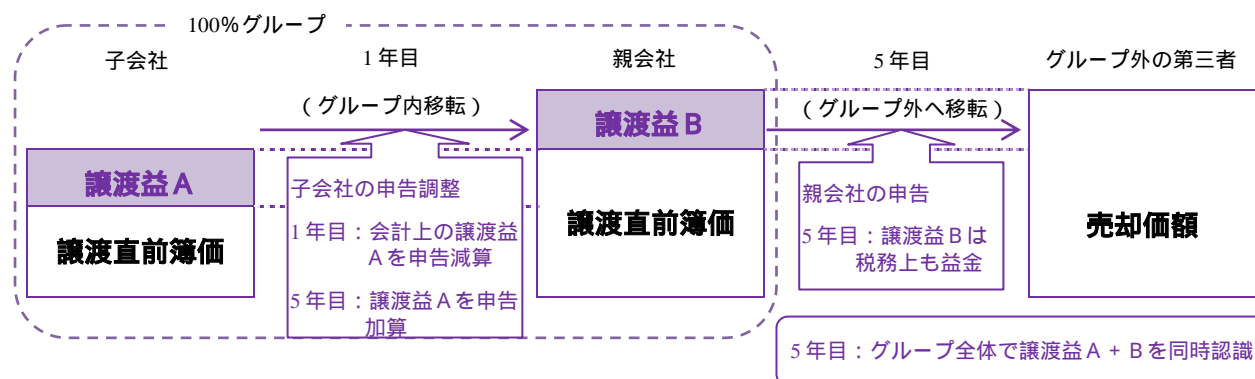
今回のテーマ： 平成22年度税制改正大綱 ～法人税関連～

平成21年12月22日閣議決定された平成22年度税制改正大綱～法人税関連～の概要は、つぎのとおりです。

1. グループ法人間の譲渡取引の損益の繰延べ

100%グループ法人間の一定の資産（棚卸資産、譲渡直前帳簿価額1000万円未満の資産は対象外となる見込みです）の譲渡取引により生じた譲渡損益は、グループ外へ譲渡されるまで繰延べられます。平成22年10月1日以降の取引から適用されます。

<グループ内の土地譲渡の事例（子会社 親会社 第三者の譲渡）>



また、100%グループ法人間での寄附金は、拠出側：全額損金不算入、受入側：全額益金不算入となります。

2. 大法人の子会社への中小企業向け特例措置の不適用

資本金1億円以下の中小企業については、各種の特例措置が適用されていますが、資本金5億円以上の大法人の100%子会社については、特例措置が不適用となります。軽減税率、留保金課税の適用除外、貸倒引当金の法定繰入率、交際費の損金算入限度額等の規定が対象です。

3. 特殊支配同族会社課税制度の廃止

現在、特殊支配同族会社が、その業務主宰役員に対して支給する役員給与のうち、給与所得控除相当額を、法人税法上、損金不算入とする措置が適用されています。この措置が平成22年4月1日以後終了する事業年度から廃止されます。

4. タックス・ハイブン対策税制の見直し

現在、特定外国子会社等（軽課税国の外国関係会社）の所得については、租税回避防止の観点から、内国親法人の所得に合算して課税する制度があります。特定外国子会社等の平成22年4月1日以後開始する事業年度からは、つぎの改正が適用されます。

特定外国子会社等に該当するかどうかの基準となる租税負担割合の引下げ：現行 25% 20%
適用対象となる内国法人の特定外国子会社等株式の保有割合要件の引上げ：現行 5% 10%

特定外国子会社等の適用除外基準の見直し（事業持株会社、卸売業統括会社の除外等）

お見逃しなく！

2年間延長された主な租税特別措置：

- ・ 中小企業者等が機械を取得した場合の特別控除・特別償却
- ・ 交際費の損金不算入制度
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入
- ・ 試験研究費に係る税額控除（増加型・高水準型）
- ・ 中小企業者等以外の欠損金の繰戻し還付の不適用措置